

2015税金クイズ

Q1 税金には、いろいろな種類があります。日本で適用されている税金は全部で何種類あるでしょうか？

- ① 約 25 種類 ② 約 50 種類 ③ 約 1,500 種類

Q2 税金がかかるものはどれでしょうか？

- ① ノーベル賞の賞金 ② 宝くじの当せん金 ③ クイズの懸賞金

Q3 税はいつの時代からあったでしょうか？

- ① 弥生時代 ② 飛鳥時代 ③ 鎌倉時代

Q4 大阪府泉佐野市で平成 25 年 3 月 30 日から実際に導入されている税金はどれでしょうか？

- ① 犬税 ② タオル税 ③ 空港連絡橋利用税

Q5 第二次世界大戦後、現在の日本の税制の基本となった報告書を作成したのは誰でしょうか？

- ① マッカーサー ② 吉田茂 ③ シャウブ

Q6 我が国では、人口の少子・高齢化が進んでいます。働き手(20～64歳人口)に対する高齢者(65歳以上)の比率は、1990年(平成2年)時点で5.1人:1人、2013年(平成25年)時点で2.3人:1人ですが、2005年(平成17年)には、いくらぐらいになるでしょうか？

- ① 2.2 人:1 人 ② 2.0 人:1 人 ③ 1.8 人:1 人

Q7 多額の遺産を相続した場合は相続税がかかります。徳川幕府を開いた徳川家康が残した遺産額は約 200 万両といわれています。では、これを現在の価値換算するとおおよそいくらになるのでしょうか？

- ① 500 億円 ② 5,000 億円 ③ 5 兆円

Q8 サラリーマンは税金を毎月、会社を通じて納めています。さて、この制度は何と
いうのでしょうか？

- ① 申告納税制度 ② サラリーマン納税制度 ③ 源泉徴収制度

Q9 次の三つのうち税金でないものはどれでしょうか？

- ① 印紙税 ② 印税 ③ 関税

Q10 固定資産税は、土地や家屋などの所有者が納める税金ですが、いつ現在の所有者にかかるのでしょうか？

- ① 1月1日 ② 4月1日 ③ 12月31日



2015税金クイズ(解答編)

Q1 税金には、いろいろな種類があります。日本で適用されている税金は全部で何種類あるでしょうか？

- ① 約 25 種類 ② 約 50 種類 ③ 約 1,500 種類

A1 ②番です。

平成 27 年 1 月 1 日現在で国に納める国税が 25 種類、市町村や府県に納める地方税が約 25 種類以上あります。

ところで、どうして「約」と言ったりするのかといいますと、都道府県ごとに定められている税金があり、地域によって若干違いがあるためです。これ以外にも各地方自治体の条例により定められた税金があります。

また、③番の約 1,500 種類は、現在のことではなく、江戸時代のことです。

Q2 税金がかかるものはどれでしょうか？

- ① ノーベル賞の賞金 ② 宝くじの当せん金 ③ クイズの懸賞金

A2 ③番です。(一時所得)

ノーベル賞の賞金は、所得税法第 9 条の規定により「非課税所得」として、課税の対象から除外されています。

宝くじの当せん金は、当せん金付証票法という法律によって税金はかかりません。

Q3 税はいつの時代からあったでしょうか？

- ① 弥生時代 ② 飛鳥時代 ③ 鎌倉時代

A3 ①番です。

三世紀に書かれた「魏志倭人伝」の邪馬台国に関する記述の中に租税に関する最初の記事があります。

Q4 大阪府泉佐野市で平成 25 年 3 月 30 日から実際に導入されている税金はどれでしょうか？

- ① 犬税 ② タオル税 ③ 空港連絡橋利用税

A4 ③番です。

泉佐野市では関西国際空港の開港に合わせ、空港アクセスのための関連道路など都市基盤整理を進めており、その起債償還とともに空港関連施設の維持管理費用のために平成 25 年 3 月 30 日から「空港連絡橋利用税」が導入されました。道路橋を自動車で行くと 1 往復につき 100 円が課税され、通行料と合わせて支払います。

このような都道府県や市町村はその地域が抱える行政問題に対応するため、税金を独自に課税することができます。これを「課税自主権」といいます。

Q5 第二次世界大戦後、現在の日本の税制の基本となった報告書を作成したのは誰でしょうか？

- ① マッカーサー ② 吉田茂 ③ シャウプ

A5 ③番です。

昭和 24 (1949) 年 3 月、激しい戦後インフレを克服するため、アメリカ公使ドッジとの協議により、1,567 億円の純黒字を計上する連結予算案が提出されました。

この予算案は、いわゆる経済安定 9 原則に基づく歳出の厳しい抑制と、所得税負担の実質増加によって政府の歳入を賄い、紙幣の超過発行によるインフレを抑制する目的をもっていました。

同年 5 月、シャウプ使節団が来日し、日本全国を調査して 9 月に「シャウプ使節団日本税制報告書」をまとめました。

Q6 我が国では、人口の少子・高齢化が進んでいます。働き手(20～64歳人口)に対する高齢者(65歳以上)の比率は、1990年(平成2年)時点で5.1人:1人、2013年(平成25年)時点で2.3人:1人ですが、2025年(平成37年)には、いくらぐらいになるでしょうか？

- ① 2.2人:1人 ② 2.0人:1人 ③ 1.8人:1人

A6 ③番です。

日本は世界でも類をみないスピードで人口の高齢化が進んでおり、2025年には65歳以上の人口の20～64歳人口に対する比率は、1.8人：1人になると推計されています。

Q7 多額の遺産を相続した場合は相続税がかかります。徳川幕府を開いた徳川家康が残した遺産額は約200万両といわれています。では、これを現在の価値に換算するとおおよそいくらになるでしょうか？

- ① 500億円 ② 5,000億円 ③ 5兆円

A7 ②番です。

記録によれば、金471箱、銀4,953箱、銀錢入りの行李55箱と伝えられており、総額では約200万両といわれています。これを現在の価値に換算すれば、5,000億円を超える遺産額になるといいます。当時、相続税があれば、家康の相続人は大変な高額納税者だったことでしょう。

Q8 サラリーマンは税金を毎月、会社を通じて納めています。さて、この制度を何というのでしょうか？

- ① 申告納税制度 ② サラリーマン納税制度 ③ 源泉徴収制度

A8 ③番です。

源泉徴収制度とは、給与や報酬の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付することです。

Q9 次の三つのうち税金でないものはどれでしょうか？

- ① 印紙税 ② 印税 ③ 関税

A9 ②番です。

著作物の利用者（レコード会社、出版社、放送局など）が、著作物を利用する対価として著作者・著作権者に支払うロイヤリティーの一種です。

Q10 固定資産税は、土地や家屋などの所有者が納める税金ですが、いつ現在の所有者にかかるのでしょうか？

- ① 1月1日 ② 4月1日 ③ 12月31日

A10 ①番です。

毎年1月1日の所有者にかかる税金です。年の途中で売買があって所有者が代わったとしても、1月1日現在の所有者として登録されている者が、その年の4月1日から1年度分の税をすべて納付することになります。